

平成4年度供用開始

文化的な生活を営むために欠かすことのできない下水道事業を、昭和50年度より実施していますが、この事業の内容についてお知らせします。



留萌市公共下水道計画図(第1期計画)

項目	全 体 計 画	第 1 期 計 画	実 績
目標年次 下水道計画面積	平成12年 約834ha	平成4年 約175ha	昭和50～平成元年 71ha (整備率40.57%)
下水道計画人口 計画処理量	48,000人 30,800m³/日	12,700人 6,230m³/日	
建設費	362億円	9,415百万円	4,358百万円
污水管延長	211,000m	雨水 45,133m 污水 44,482m	雨水 1,275m 污水 16,624m

haのうち約100haが使用できるようになるわけですね。

A そうです。人口を7,500人とみています。公共下水道事業の全体計画は約834haで、人口を48,000人とみています。全体計画が終わるのが平成12年度とみています。

Q 昭和50年度から平成12年度までの事業費はいくらになるのですか。

A 約362億円ですね。平成4年度までの第1期計画だけで約94億1500万円ですから。

A 国の補助は45%で、あとは地方債といって、これは国からの借金ですが、これが49%、残り6%は市費です。

Q 事業はどこが行っているのですか。

A 終末処理場事業は、下水道事業団に委託しています。日進月歩の技術を導入するには専門家集団にお願いしないとムリですね。このほうが経済的です。また、污水管の敷設工事は、市内の業者が行っています。

水洗化等工事費など
お金の話は次回詳しく述べお話しします

事業認可分175haのうち一部平成4年度中に使用できる予定

Q 市の公共下水道事業は昭和50年度からスタートとのことですが、工事期間は何年間なのですか。

A 工事期間は50年度から平成4年度までの18年間で、この期間の計画事業認可面積は約175haです。区域は、栄町1～2丁目、開運町、本町、幸町、錦町1～2丁目、宮園町1～2丁目、寿町1～2丁目、末広町1～3丁目、花園町1丁目の全部及び栄町3丁目、錦町3～4丁目、宮園町3丁目、寿町3丁目、港町3丁目、明元町3～6丁目、末広町4丁目、花園町3～5丁目、住之江町1丁目、旭町1～2丁目、の各一部です。

平成5年以降は現在の認可区域である花園町2丁目の全部及び栄町3丁目、錦町3～4丁目、明元町3～6丁目、末広町4丁目、花園町3～5丁目、住之江町1丁目、旭町1～3丁目、高砂町、五十嵐町が順次供用開始に向けて、污水管の布設を行う予定です。

Q つまり平成4年度までに約175

平成元年度末までの事業の進みぐあいは40.57%になる

Q 第1期計画事業認可分175ha分の管の延長はどのくらいですか。

A 事業認可分175haで污水管が約44km、雨水管45kmになります。平成元年度までの進ちょく状況(進みぐあい)は、污水管の延長が16,624m、雨水管の延長が1,275mとなっています。

下水道計画面積全体から見た第1期計画の進ちょく状況は40.57%です。終末処理場は管理本館、水処理棟、脱水機棟の工事を行っています。

Q 汚水中継ポンプ場は何ヶ所ですか。

A ポンプ場は4ヶ所で、南部污水中継ポンプ場(浜中町)、西部污水中継ポンプ場(大町)、春日污水中継ポンプ場(字マサリベツ)、東雲污水中継ポンプ場(堀川町)を計画しています。

Q 事業費が全体計画で約362億のことですが、国からの補助はないのですか。

Q 平成4年が供用開始となるわけですが、問題は私たちの負担するお金です。どんなものがあるのですか。

A 大きく分けて①トイレの水洗化や公共污水ますまでの排水設備費、つまり水洗化等工事があります。次に②下水道使用料。これは終末処理場で污水を処理したり公共下水道管の清掃などの費用にあてます。最後は③受益者負担金。これは下水道整備で快適な生活環境や土地の利用価値が高くなるなどの利益を受けるかたに、建設費の一部を負担してもらうもので、下水道法・都市計画法という法律に定められています。

この事については、次回詳しくお話しします。

下水道特集について

- ①昭和63年6月号に掲載 知識編
- ②昭和63年8月号に掲載 計画編
- ③昭和63年9月号に掲載 市民負担編
～以上の月に特集を掲載しています。